

養老町国際化推進指針

平成 28(2016)年 2 月

岐 阜 県 養 老 町

1 養老町国際化指針の策定にあたって

(1) 策定の目的

養老町には、平成 28 年 1 月末現在、中国国籍の人が 286 人、韓国・朝鮮国籍の人が 31 人、そして、ブラジル国籍の人が 33 人など、19 カ国、369 世帯、465 人という多くの外国人が暮らしています。

本町における国際交流は、「国際化」の時代といわれている 1980 年代後半から、スポーツ少年団のドイツ連邦共和国・スポーツユースとの交流事業をはじめ、中華人民共和国・江西省南昌市との日中少年教育交流事業やアメリカ合衆国・ワシントン州セント市との交流事業のほか、養老ライオンズクラブや国際ソロプチミスト、国際ロータリークラブなどの民間団体も含め、様々な事業が展開されてきました。

平成 10 年には、幅広い分野での国際的な交流を促進し、国際化に対応できるまちづくりと国際親善に寄与することを目的として、養老町国際交流協会（現：養老国際交流協会）が官民一体となって設立され、本町の国際化・国際交流施策・事業の一翼を担ってきました。

今後は、さらに中国、韓国をはじめとする東アジアの国々をはじめ、多くの外国からの来訪者を迎えるためにも、地域の国際化を意識したまちづくりを進めることが求められています。

そこで、本町における国際化の現状や地域の特性を考慮したうえで、本町の国際化を町民と町との協働で推進するため、国際化の理念や目標などを定めることを目的として、この指針を策定します。

(2) 養老町第五次総合計画における位置付け

養老町第五次総合計画・後期基本計画では、「地域間・国際交流」という施策項目の中で、「多文化共生の推進」、「国際化の推進」及び「国際交流の推進」の 3 つを基本施策として掲げています。

また、これらの施策が目指す姿として、豊かな自然や歴史、文化などの“養老”ならではの強みを活かした、地域間交流や国際交流活動を進め、国際化社会に対応したまちを目指すこととしています。

(3) 国際化推進指針の期間

期間は定めず、国際化の進展、その他の様々な情勢の変化により、適宜見直しを行うこととします。

2 養老町における国際交流・国際化の現状と課題

最初に国際交流事業として、ドイツ連邦共和国・バートゾーデン市との交流については、昭和 60 年に、本町のスポーツ少年団とヘッセン州のスポーツユーゲントとの交流から始まりました。そして、同州内にあるバートゾーデン市との相互交流へとつながり、平成 3 年には、スポーツ・文化における交流を深める目的で「スポーツ・文化友好親善」の調印、さらに平成 16 年 2 月には、「友好都市提携」の調印を行い、両市町の友好関係を誓い合いました。その後、同市との交流については、養老町日独交流実行委員会を組織し、文化・スポーツを通じて、毎年、交流団の行き来が現在まで続いています。

中華人民共和国・南昌市との日中少年教育交流事業については、養老小学校と南昌師範付属実験小学校が姉妹校提携を結んだことを契機として交流が始まりました。平成元年に、第 1 次日中少年教育交流団が訪中して以降、本町からは 3 年に 2 回、南昌市からは 3 年に 1 回、交互訪問する交流を行いました。平成 14 年を最後に交流は中止しました。

アメリカ合衆国・ケント市との国際教育交流事業については、中学生の英語圏でのホームステイ研修を通じて国際的視野を広め、国際協力の精神と郷土愛ある住民性の育成を図ることを目的として、平成 5 年に交流が始まりました。隔年で実施しましたが、平成 13 年の第 5 次交流団の派遣を最後に交流は中止しました。

また、多文化共生のための事業は、養老国際交流協会が中心になって推進しており、同協会との協働により、町国際学習会館における多くの外国語講座の開催や外国理解学習機会の充実などのほか、在住外国人を対象にした日本語学習教室などを開催しています。

一方、町では、町民の国際交流活動を支援するための助成制度を設置していますが、利用が少ないのが現状です。

また、外国人からお問い合わせや相談は分野ごとに各部署が個々に対応しており、相談体制や庁内での情報共有などが十分とはいえません。外国人のニーズなどについても把握ができていないのが現状です。

このような状況から、今後とも、学校教育や生涯学習の機会を通じて国際理解や外国語教育の充実を図るとともに、町民や事業所・企業が主体的に企画し実施・参加できる国際交流や、外国人とともに地域で快適に暮らすことができる多文化共生のまちづくりを進めていく必要があります。

また、住民サービスとして外国人が日常生活を送る上での情報提供の充実や総合的な相談窓口の開設などに取り組むことも必要です。

さらに、年間 90 万人を超える観光客が訪れる本町においても、近年、外国人来訪者数が増加しています。しかし、観光施設、交通機関などにおける外国語対応による情報提供や案内などについては、整備がされておらず、今後ますます観光の国際化が進むことが考えられることから、外国人が快適に安心して訪れることができるような受入基盤や体制の整備を図ることが必要です。

3 国際化推進の基本的な考え方

本町の国際化への取り組みは、人と人との交流事業を通じた国際意識の醸成を主として進められてきました。また、その推進にあたっては、養老国際交流協会や各種団体の協力など、多くの町民ボランティアによって支えられてきました。

今後は、外国人に対して、町が適切な行政サービスや情報の提供をしたり、日本人の意識改革を促進し、より住みやすい地域社会をつくるという活動も重要となってきます。

国が示している地方公共団体の国際化・国際交流に関する指針では、地方公共団体の役割として、民間部門の国際交流を促進するための情報の収集・提供など、民間部門では実施できない国際化施策を行うことが考えられるとしています。また、地域レベルの国際交流においては、民間部門が積極的に活動することが望まれ、地域の中核となる国際交流協会などが中心となって主体的・創造的な活動を行うとともに、民間団体・住民等との連絡調整を行うことが望ましいとしています。さらに、真の意味で地域が国際化するためには、本来の担い手である民間団体・住民の積極的な関与が必要であるとしています。

こうしたことから、町も主要な役割を担うとともに、町民(住民、各種団体、事業所・企業など)によるボランティア活動を促進し、町民と町との協働で国際化を推進するため、本町が目指すべき国際化の基本理念を実現するための基本方針及び国際化のための施策の方向性を定めることとします。

(1) 基本理念

本町が目指す国際化は、町民のほか本町を訪れる人など、それぞれが国籍などは違っていても、互いを認め合い、互いの文化や伝統を尊重・理解して行動できる環境が整ったまちをつくることです。

そこで、本町では基本理念として

「お互いに相手にやさしく、誰もが暮らしやすいまち」と定めます。

(2) 基本方針

基本理念を実現するため、町が取り組むべき基本方針として、次の施策を総合的に展開します。

① 国際化を意識し、自らが考え、行動できる人づくり

国際感覚あふれる人材の育成には、交流活動の実践や多文化共生を推進する学習会などの学習の場を設定することは、とても大切です。

特に、次世代を担う青少年が、生きた語学やコミュニケーション能力の向上を図り外国の歴史や文化などの正しい理解と認識を深めるために、学校でのALT（外国語指導助手）の活用や特定の外国と定期的に交流活動を持つことは有意義なことです。

また、共生社会をつくるためには、外国人のニーズを十分理解し、互いに認め合い、対等な関係において地域社会を構成する一住民として生きていくことが必要です。そのため、彼らが不自由なく生活できるようにするための行政サービスや身近な生活情報をまとめたガイドブックの作成、外国人来訪者にも配慮した外国語版観光案内看板の設置などを進める必要があります。

② 誰もが暮らしたい、訪れたいと思うまちづくり

多文化共生の地域づくりを進めるためには、誰もが暮らしやすい社会環境を整備することが必要です。外国人住民はもとより、外国人来訪者にとっても違和感なく、その目的が達成できることが必要です。

そのため、SNSや外国語によるチラシをはじめ、各種の情報提供ができる環境の整備を進めるとともに、外国人が住みやすい住環境を整え、さらに、外国人来訪者に対するおもてなしの心があふれたまちづくりを推進する必要があります。

③ 国際化を推進するための総合推進体制の整備

国際交流に関して国から示されている指針では、「地域の国際交流における本来の担い手は民間団体や住民」とされており、本町においても「国際交流の主役は町民」とあるとの認識のもと、今後も養老国際交流協会をはじめとする関係団体などとの協働により諸外国都市との交流を進め、国際化を推進します。

町民は、職場や地域に住む外国人との交流を通じて異文化に接することにより、お互いの理解が進んでいくことや、文化や民族の多様性を受け入れ、国籍・文化・言葉などの違いに関わらず、安心して快適に滞在・生活のできる環境整備に協力することが望まれます。

養老国際交流協会は、これまで、国際交流に関する事業の立案及び実施を通じて幅広い町民による国際交流を推進し、相互理解と友好親善を深めてきたことから、今後も引き続き、本町の国際化推進の中核として活動することが望まれます。

町は、町民による主体的な活動を支援するとともに、様々な団体との総合調整を図り、整合性のある施策を展開するため、庁内の関係部署が連携を強化しながら、横断的に取り組む必要があります。

4 今後の国際化推進施策の方向性について

本町の国際化を推進するため、それぞれの担い手が自主的・自発的または他の関係主体と協働して、下記の施策を推進します。

(1) 国際意識を高める取組

① 国際交流活動の推進

養老国際交流協会の活動を支援し、企業と連携した国際交流の充実やスポーツ交流を推進するほか、町民の海外派遣による研修、交流機会を充実します。

② 国際理解教育の推進

年少児から外国語や異文化に触れる機会を提供するとともに、多言語講座などを実施し、国際理解を推進します。

(2) 外国人にも住みやすい町づくり

① 外国人のニーズの把握

外国人からの町政へのニーズを把握するための調査や懇談会などを実施します。

② 外国人への情報発信の充実

外国人が本町で生活していく上で必要とする基本的な情報を、手続き窓口などで適切に提供を行うとともに、生活相談のための窓口の設置や専門家の養成を図ります。

③ 情報パンフレット等の多言語化の推進

生活全般に関するパンフレットやチラシのほか、災害時の避難場所や医療に関する情報などの多言語化やふりがな表記化を進めます。

(3) 国際化を推進する体制の整備

① 友好都市関係の継続と充実

ドイツ・バートゾーデン市民と養老町民の交流が更に活発に行えるよう姉妹都市提携を進めるほか、スポーツ、文化以外での多様な交流を充実します。

② 国際化を推進する協力団体などとの連携

養老国際交流協会などの国際化を推進する団体との情報共有や連携を強化するほか、海外生活経験者や海外留学経験者などの参画を推進します。

③ 庁内国際化推進体制の整備

各部署が課題を共有し、全庁的な連絡調整を図りながら、総合的に国際化を図る体制を作ります。必要に応じ、町役場の庁内体制の中で、横断的な推進会議を設置します。